附則第十条中「第三条第二項」を「第三条第一項本文」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

附則第十条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第四条第一項、第五項及び第六項並びに第七条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新銀行告示第五条において読み替えて準用する新銀行告示第四条第一項及び第五項並びに新銀行告示第五条において準用する新銀行告示第四条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第七項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新銀行告示第六条第二項及び第三項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第七条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新信金告示第八条第二項において読み替えて準用する新信金告示第七条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

3　新信金告示第九条第二項及び第三項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面（新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する経営の健全性の状況を記載した書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

2　新最終指定親会社告示第四条において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第一項並びに新最終指定親会社告示第四条において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

3　新最終指定親会社告示第五条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の一部改正）

第五条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第四条の改正規定中「経営の健全性」を「」を「おける経営の健全性」を「おける」に、「この場合において」を「同条第一項中」に、「、同条第一項中「金融商品取引法（以下「法」という。）」とあるのは「金融商品取引法」と、「に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という」とあるのは「に限る」と」を加える」を「「金融商品取引法（以下「法」という。）」とあるのは「金融商品取引法」と、」を加え、「「経営の健全性」を「「自己資本の充実」に改める」に改める。

○金融庁告示第十五号

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）第七条第一項の規定に基づき、信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　長期決済期間取引　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十三条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。

二　子法人等　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。

三　デリバティブ取引等　自己資本比率告示第七十三条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

四　ポジション　自己資本比率告示第一条第二十六号に規定するポジションをいう。

五　クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十六号に規定するクレジット・デリバティブをいう。